

四季ゆたか きらめく雲仙 ゆめみらい

雲仙市総合計画

2007▶2016



長崎県雲仙市

もくじ

第1章	総合計画策定の趣旨と背景	3
第1節	雲仙市の概要	4
第2節	計画策定の趣旨	11
第3節	時代の潮流	14
第4節	雲仙市の財政状況	17
第2章	雲仙市基本構想	19
第1節	雲仙市の将来像	20
第2節	雲仙市の基本方針	22
第3章	雲仙市基本計画	25
第1節	将来像実現のための政策体系図	26
第2節	基本方針ごとの政策、主要施策、主要事業	28
	基本方針1 みんなでつくるまちづくり	28
	基本方針2 快適で住みよい暮らしづくり	33
	基本方針3 笑顔いっぱいの健康と福祉づくり	42
	基本方針4 力強い産業と仕事づくり	47
	基本方針5 新しい観光・交流による活力づくり	56
	基本方針6 明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり	61
第3節	戦略プロジェクト	69
第4節	地域別振興計画	73
	国見地域	74
	瑞穂地域	77
	吾妻地域	80
	愛野地域	83
	千々石地域	86
	小浜地域	89
	南串山地域	92
第5節	数値目標	95
参考資料		105
	策定の経緯	106
	委員会名簿	107
	用語解説	109

はじめに



雲仙市は、平成17年10月11日、長崎県の旧南高来郡北西部の7つの町が合併して誕生し、新たな都市(まち)としての歴史が始まりました。これからは、全地域が一体となって雲仙市の均衡ある発展に努め、県内23市町の一員として、県全体の発展にも貢献していかなければなりません。

また、合併前の各町において培われてきた自然、歴史、文化、産業など貴重な資源をしっかりと受け継ぎながら、さらに磨きをかけるとともに、各地域間の連携を強化し、新たな魅力を創出していく必要があります。

一方、住民の価値観や生活様式が多様化する中、少子高齢化の進行、高度情報化や地方分権の進展に加え、地球環境問題の深刻化など、社会経済情勢は大きく変化し、三位一体の改革による地方交付税や国庫支出金の削減等、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような状況の中、本市の将来の発展に向け、市民と行政が一体となって、活力と魅力あるまちづくりに取り組むための指針となる「雲仙市総合計画」を策定いたしました。この計画は、市政の総合的な経営指針となるもので、雲仙合併協議会が策定した「新市建設計画」を基本に、市民アンケートやパブリックコメントにより寄せられたご意見や市民懇話会からのご提言などを可能な限り反映させたものです。

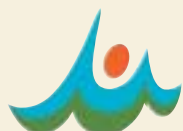
本計画では、本市の将来像として、「豊かな大地・輝く海と ふれあう人々で築くたくましい郷土」を掲げ、その実現のための6本の基本方針を設定しておりますが、新市をより力強く発展させるために、「世界に誇れる雲仙市を目指して！キラリと光る3つの雲仙」の基本理念のもと、早期に取り組むべき諸施策を戦略プロジェクトとして重点的に推進することとしております。

また、本計画の中に掲げております、各政策・施策の推進の成果等を示す数値目標につきましては、今後その進捗状況を管理し、市民の皆様にお知らせしていくとともに、計画の推進に全力を傾注してまいります。

最後に、この総合計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました各地域審議会委員及び雲仙市総合計画審議会委員の皆様、並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成19年3月

雲仙市長 奥村 慎太郎



雲仙市市民憲章

美しい雲仙岳、恵み豊かな有明海と橘湾、悠久の歴史にはぐくまれた雲仙市。
わたしたちは、市民としての誇りと責任を持ち、互いに手をたずさえて、
未来に羽ばたくまちを築きます。

- 一 水と緑を大切にし 心やすらぐまちを愛します
- 一 文化と伝統を生かし ころ豊かな人を育てます
- 一 思いやりと感謝の心で 笑顔の輪を広げます
- 一 人と自然を調和させ 活気ある産業の発展に努めます
- 一 きまりを守り 安心して暮らせる平和なまちをつくります

平成19年2月1日制定

【第1章】

総合計画策定の 趣旨と背景



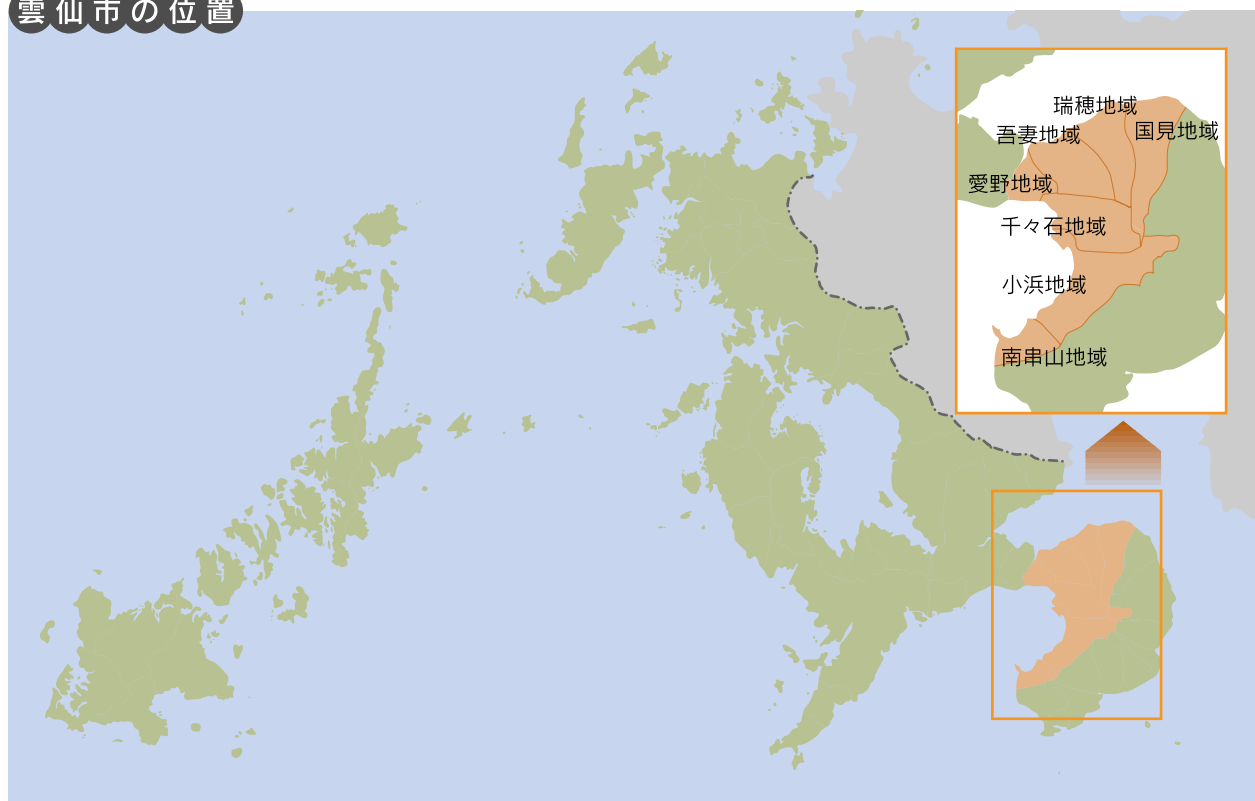
第1節 雲仙市の概要

① 地勢と沿革

雲仙市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、北に有明海、西に橘湾と2つの海に面しています。また、島原半島の陸の玄関口となっており、また、多比良港は島原港、口之津港と並ぶ海の玄関口であり、半島全域の交通の要衝を占めています。また、陸の玄関口である愛野地域から長崎市まで約45km、諫早市まで約15kmの距離があり、長崎自動車道・諫早ICから約25分、長崎空港から約45分の位置にあります。

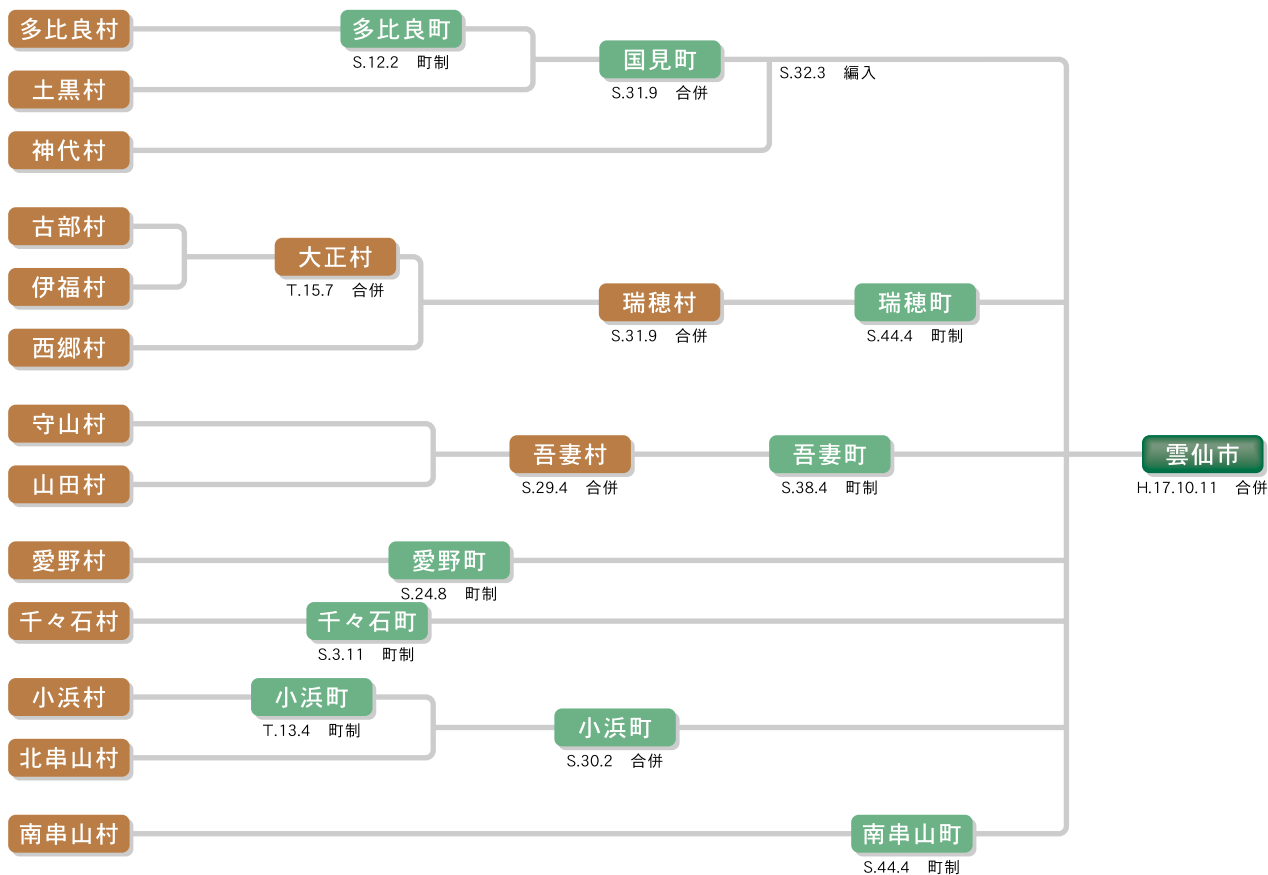
本市は、東西17km、南北24km、最も距離がある国見地域最北部から南串山地域最南部までの直線距離は29kmとなっており、面積は平成18年10月1日現在で206.87km²、長崎県全体の5.05%を占めています。私有地の地目別面積の各割合は、畑34.2%、山林31.8%、田21.1%、宅地9.5%、原野1.3%、その他2.1%となっています。また、市の山間部は、我が国最初の国立公園である雲仙天草国立公園の重要な一角を占めています。

雲仙市の位置



市内の各地域は、藩政時代は島原藩あるいは鍋島藩に属していましたが、廃藩置県により島原県に属し、その後、長崎県の管轄となりました。町村制が施行された明治22年4月時点では、多比良村、土黒村、神代村、古部村、伊福村、西郷村、守山村、山田村、愛野村、千々石村、小浜村、北串山村、南串山村の13村で構成されていましたが、愛野村、千々石村、南串山村を除くそれぞれの村で合併や編入がなされ、昭和32年の国見町への神代村の編入を最後に7町村の行政区域となり、昭和44年の瑞穂町及び南串山町の町制施行を経て、合併前の国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の姿となりました。

合併の沿革



② 合併の歩み

平成12年4月のいわゆる「地方分権一括法」の施行に伴い、「自己決定・自己責任」の原則のもと、地方自治体の自主性・自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充により、身近な行政施策をできる限り市民に近い自治体において処理すべく、権限委譲の推進、補助制度の見直し等、抜本的な行政制度の改革が進められた結果、自治体による政策判断、政策遂行における自己責任能力が求められてきました。そのような中、地方においては政策立案能力の向上、事務量の増大や専門的な業務への対応等を図るため、一定の行政規模の確保、財政基盤の強化など、分権型社会にふさわしい行財政基盤の構築が不可欠となりました。

そのため、町村合併によるスケールメリットを活かしながら、行財政の効率化と財政基盤の強化、組織や人材の高度化・専門化及び住民サービスの向上などを図るため、平成14年に吾妻・愛野・千々石の3町が南高北西部三町合併協議会を設置、その後、国見町・瑞穂町・小浜町・南串山町の加入を経て、平成15年9月20日、最終的に7町での雲仙合併協議会を設置し、新たな市の建設に向けて協議が進められました。

平成17年2月23日、7町での合併調印式を挙行し、同年4月28日の総務大臣の廃置分合告示により、正式に合併が決定し、平成17年10月11日、南高来郡国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町及び南串山町が合併して「雲仙市」が誕生しました。

③ 人口・世帯

※統計データは、旧7町の合計を雲仙市として掲載しています。(以下同じ。)

平成17年国勢調査時における雲仙市の人口は49,998人で、長崎県全体(1,478,632人)の3.4%を占めています。これを昭和60年当時と比べると7,382人減少しており、この20年間で12.9%の減少率となっています。なお、同じ期間の長崎県全体での減少率は7.2%となります。

また、本市の65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合は27.1%であり、県平均の24.6%を3.5%も上回っており、本市の高齢化が進んでいることを示しています。一方、15歳未満は14.8%で、県平均の14.6%をわずかに0.2%上回っていますが、15～64歳の生産年齢人口の比率は58.1%で、県平均の61.8%に比べ、3.7%下回っています。

年令3階級別人口の推移

単位(人、%)

		年令3階級別人口				構成比			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	合 計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	合 計
実 績	昭和60年	12,837	36,122	8,421	57,380	22.3	63.0	14.7	100.0
	平成 2年	11,526	34,498	9,382	55,406	20.8	62.3	16.9	100.0
	平成 7年	10,276	32,700	11,072	54,048	19.0	60.5	20.5	100.0
	平成12年	8,711	30,944	12,575	52,230	16.7	59.2	24.1	100.0
	平成17年	7,401	29,067	13,530	49,998	14.8	58.1	27.1	100.0

出典：国勢調査

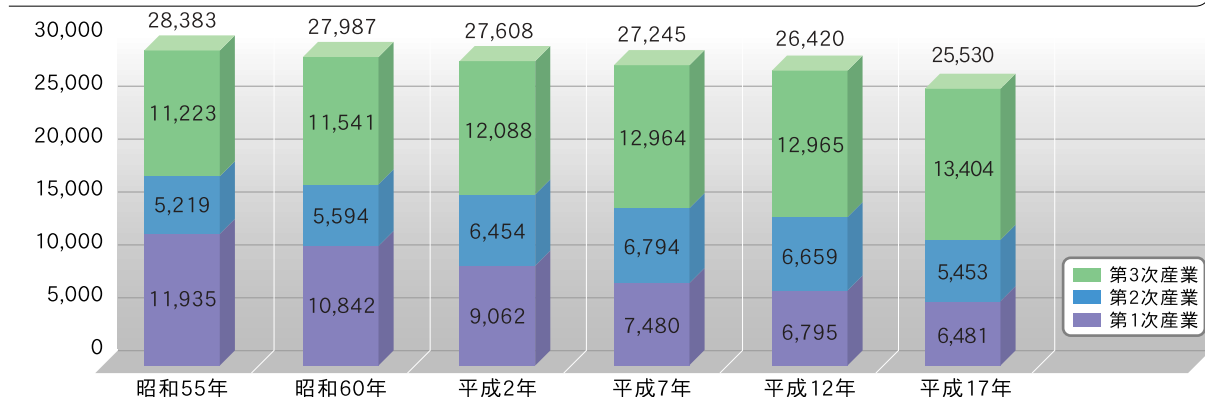
④ 産 業

1 就業者数

本市の就業者数は、平成17年国勢調査で25,350人、産業別の構成比で見ると、第1次産業25.6%、第2次産業21.5%、第3次産業52.9%となっています。就業者数全体を平成7年国勢調査と比較すると、わずか10年の間に、就業者総数が減少しているなかで、第1次産業と第2次産業の就業者が大きくその数と割合を減らす一方、第3次産業就業者が大幅に増加しており、就業者の第3次産業への移行が急速に進んでいることを示しています。しかしながら、第1次産業のうち農業従事者については、長崎県全体が6.7%であるのに対し、本市は24.3%と大きく上回っており、この地域が県下有数の農業地帯であること示していると言えます。

総就業者数の推移

単位(人)



※内数のうち、分類不能分は除いています。

出典：国勢調査

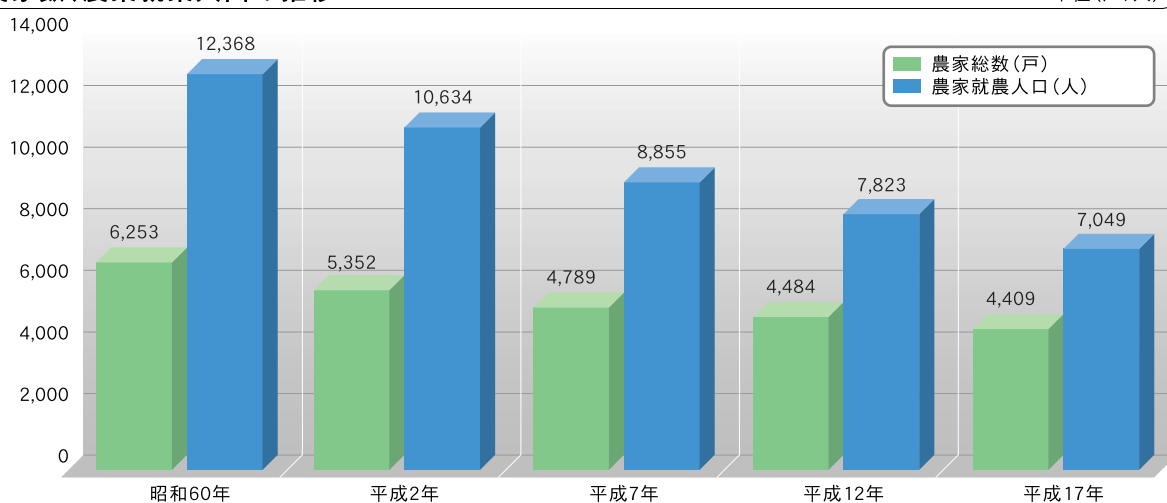
2 主な産業の状況

《 農 業 》

本市の基幹産業である農業は、その農業産出額^{*}(平成17年生産農業所得統計)が約206億円で、長崎県全体の15.1%を占めています。部門別の産出額を多い順に見ると、「野菜」が約70億円で全体の33.7%、以下「畜産」が約66億円で32.1%、「いも類」が約38億円で18%、「米」が約18億円で8.6%という状況です。一方、農家数・農業就業人口は、ともに減少傾向にあり、農業従事者の高齢化も進んでいるのが実情です。

農家数、農業就業人口の推移

単位(戸、人)



出典:世界農林業センサス

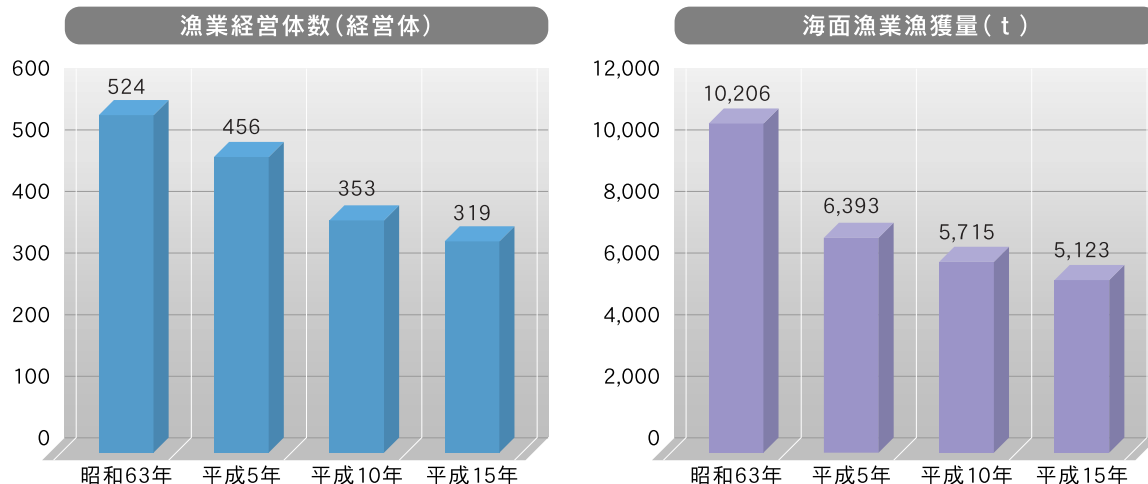
《 漁 業 》

本市の漁業経営体数は、昭和63年には524の経営体がありましたが、諫早湾干拓事業に伴う廃業等により、平成15年には319経営体と、大きくその数を減らしています。

海面漁業漁獲量についても、漁業経営体数の減少に比例して大幅に減少しています。

漁業経営体及び漁獲量の推移

単位(経営体・t)



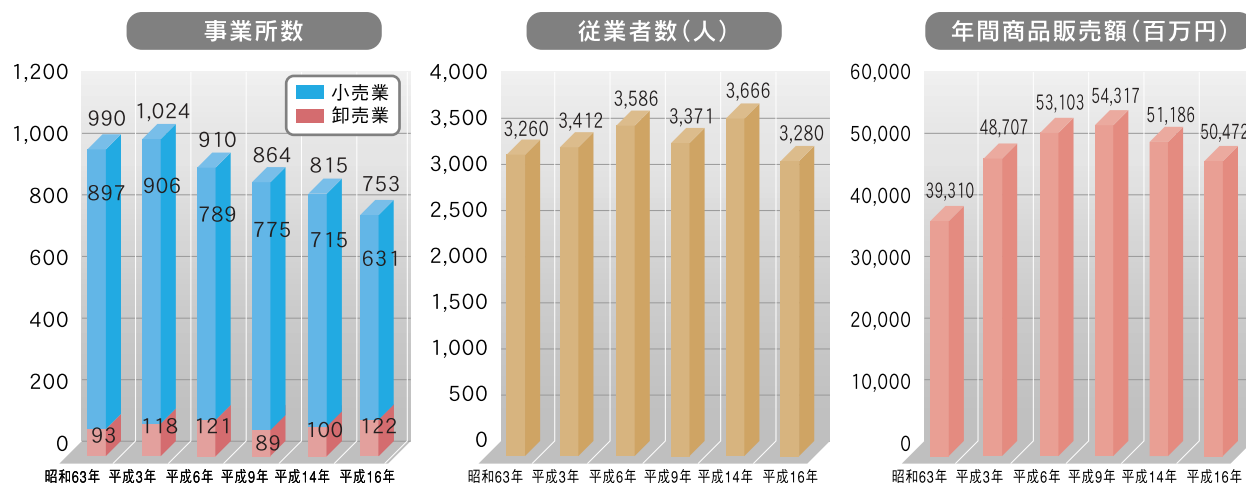
出典:長崎県統計年鑑

《 商 業 》

商業については、平成16年において、市全体で事業所数753、従業員数3,280人、年間販売額504.7億円となっていますが、いずれも減少傾向にあり、特に小売業の事業所数の減少が目立ちます。また、1店当たりについて長崎県平均と比較すると、従業員数で県平均の5.7人に対して市平均は4.4人、年間販売額では同じく1億4,847万円に対して6,702万円と大幅に下回っており、小規模な商店が多いことがわかります。

商業の概況

単位(事業所、人、百万円)



出典: 商業統計調査(※飲食店を除く4人以上の事業所)

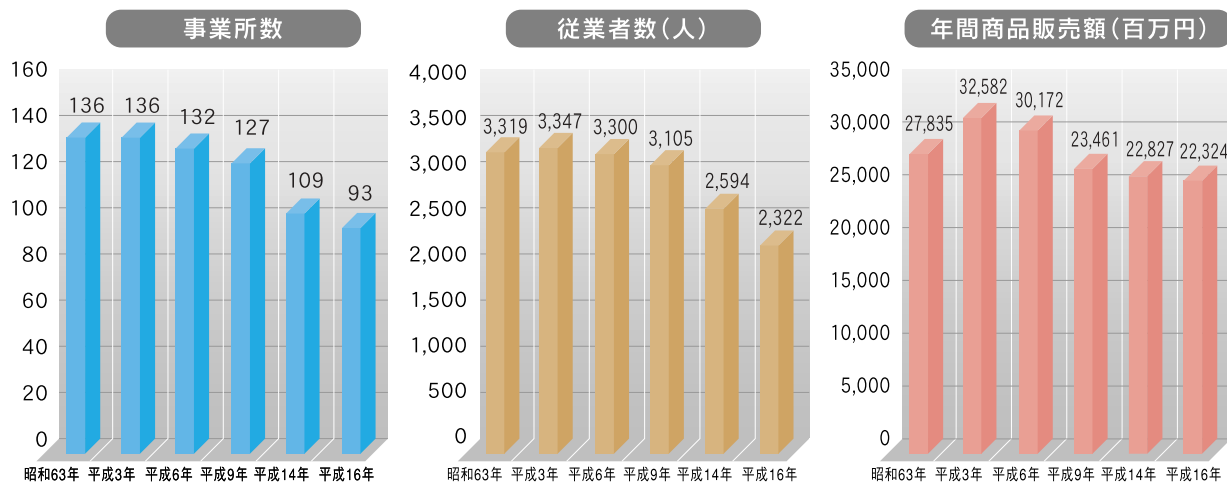
《 工 業 》

単位(事業所、人、百万円)

工業については、平成16年において雲仙市全体で事業所数93、従業員数2,322人となっており、製造品出荷額等は、約223億円ですが、昭和63年からの推移を見ると平成3年をピークに減少傾向にあります。平成16年と平成6年を比較すると、10年間で事業所数が39事業所の減(△29.5%)、従業員数が978人の減(△29.6%)、製造品出荷額等は約78.5億円の減(△26.0%)と、ともに大幅に減少しています。

工業の概要

単位(事業所、人、百万円)



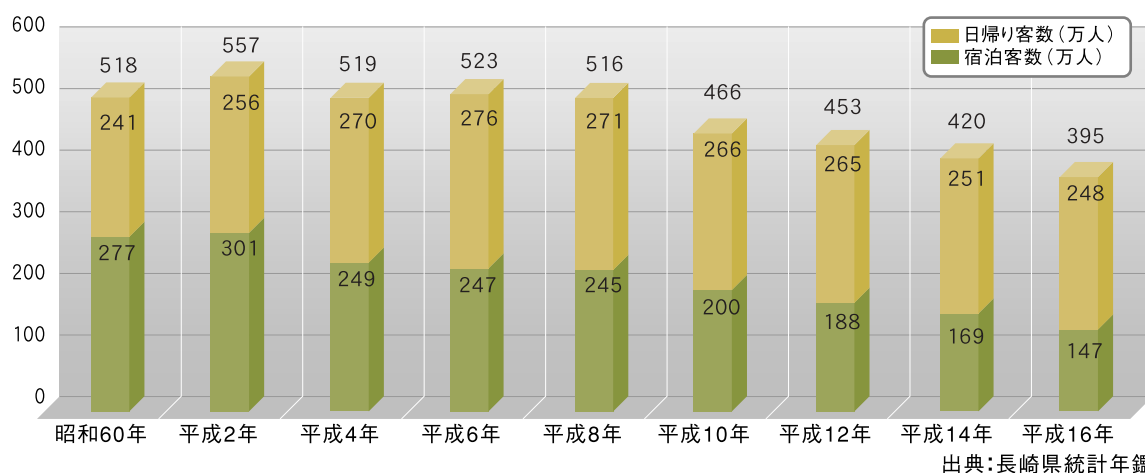
出典: 工業統計調査

《 観 光 》

本市の観光客数は減少傾向にあり、平成2年の約557万人から、平成16年には約162万人減少し、約395万人に落ち込んでいます。小浜地域は雲仙温泉や小浜温泉を有しており、観光客数の6割以上を占めていますが、小浜地域だけで平成2年から平成16年の間に約131万人減少しており、このことが市全体における観光客数の減少の大きな要因となっています。なお、このような状況にあって、国見・瑞穂・千々石地域は、新たな施設の建設やイベントの開催等により、観光客数が増加しています。

観光入込み客数の推移

単位(万人)



⑤ 交通

主要道路は、島原半島を一周する国道251号、愛野から千々石、小浜及び雲仙を経て島原に至る国道57号及び国見から雲仙を経て口之津に至る国道389号があり、これを県道及び市道が補完しています。なお、国道251号と並行して山側を愛野町から島原市までを結ぶ広域農道も地域の重要な道路となっています。

また、鉄道路線については、島原鉄道が国道251号と並行して有明海側を、諫早から加津佐までの78.5kmを走っており、通勤・通学等地域住民の重要な交通手段となっています。バス路線については、県営バスと島鉄バスが運行しており、鉄道と同様に住民生活を支える重要な交通手段となっていますが、県営バスの路線については、平成19年4月から、1路線を残して廃止されることになっており、国道57号を走る路線は、島鉄バスが引き継いで運行することとなっています。

海上交通については、国見地域の多比良港と熊本県の長洲港がフェリーで結ばれており、本県と熊本県を結ぶ重要な交通手段となっています。

主要道路等



第2節 計画策定の趣旨

1. 策定の目的

この総合計画は、雲仙市の市政運営の基本となるものであり、また、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となって、地域特性を活かしながら、新しい時代にふさわしい活力と魅力あるまちづくりに取り組むための、市政の総合的な経営指針となるものです。

この計画は、雲仙合併協議会が策定した「新市建設計画」を基本に、合併という基本的な枠組みの変化に加えて、少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化、産業構造の高度化など、大きく変化する社会経済情勢の中、地方分権の進展や三位一体の改革など、厳しい財政状況も踏まえながら、本市の現状や新たな課題について見つめ直し、今後の市勢振興の基本指針とするものです。

なお、計画期間中の市政運営は、基本的に本計画に掲げる理念や施策の体系を基に推進していくこととなりますが、市民生活の基盤となる基礎的な事業や義務的な事業については、状況の変化や緊急性に応じて柔軟に対応していくものとします。

2. 計画の構成

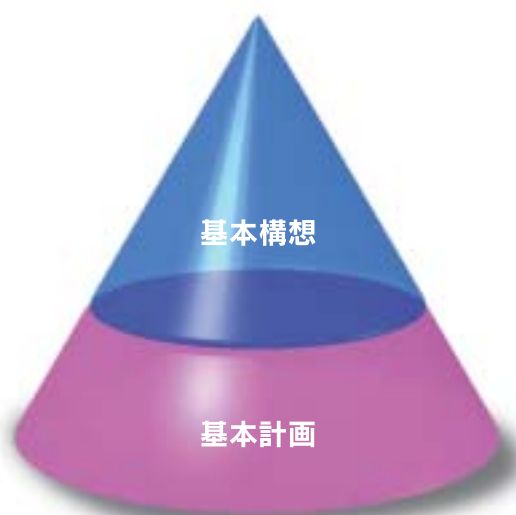
この総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成します。

(1)「基本構想」

基本構想は、本市の長期的な発展方向を示すもので、まちづくりの目標となる将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本方針を示します。

(2)「基本計画」

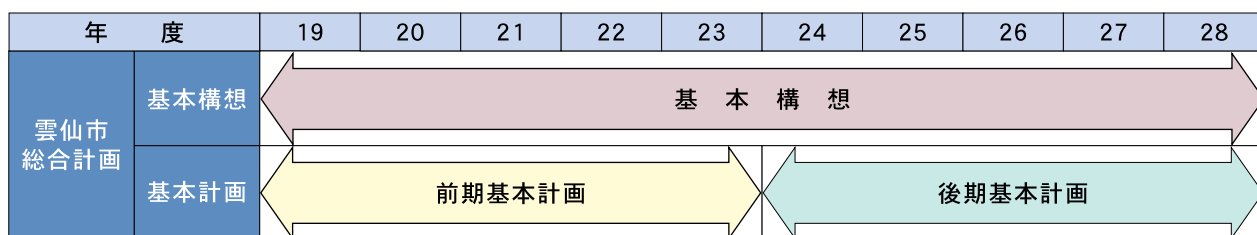
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、基本方針に従い根幹的な施策や事業の概要を体系的に示すもので、的確な財政見通しのもとに、実行性のある計画を目指すこととし、各政策や施策ごとに適切な指標や数値目標を示します。



③ 計画期間

基本構想の期間は、平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とした10年間とします。また、基本計画については、基本構想期間の前期5ヵ年を計画期間とし、平成23年度を目標年度とします。なお、後期の5ヵ年については、本計画の達成度や諸情勢の変化等を考慮しながら、後期計画として策定します。

総合計画の期間



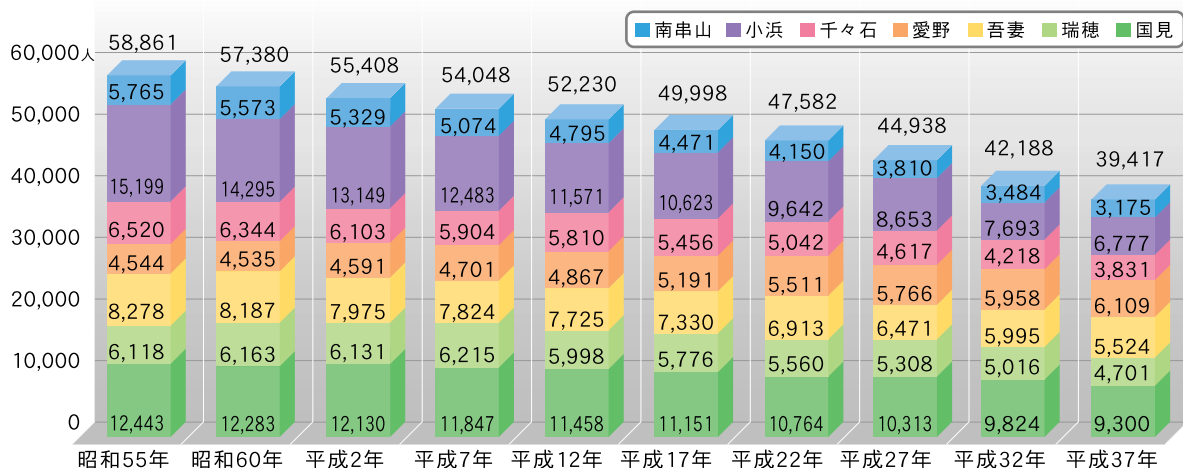
④ 推計人口

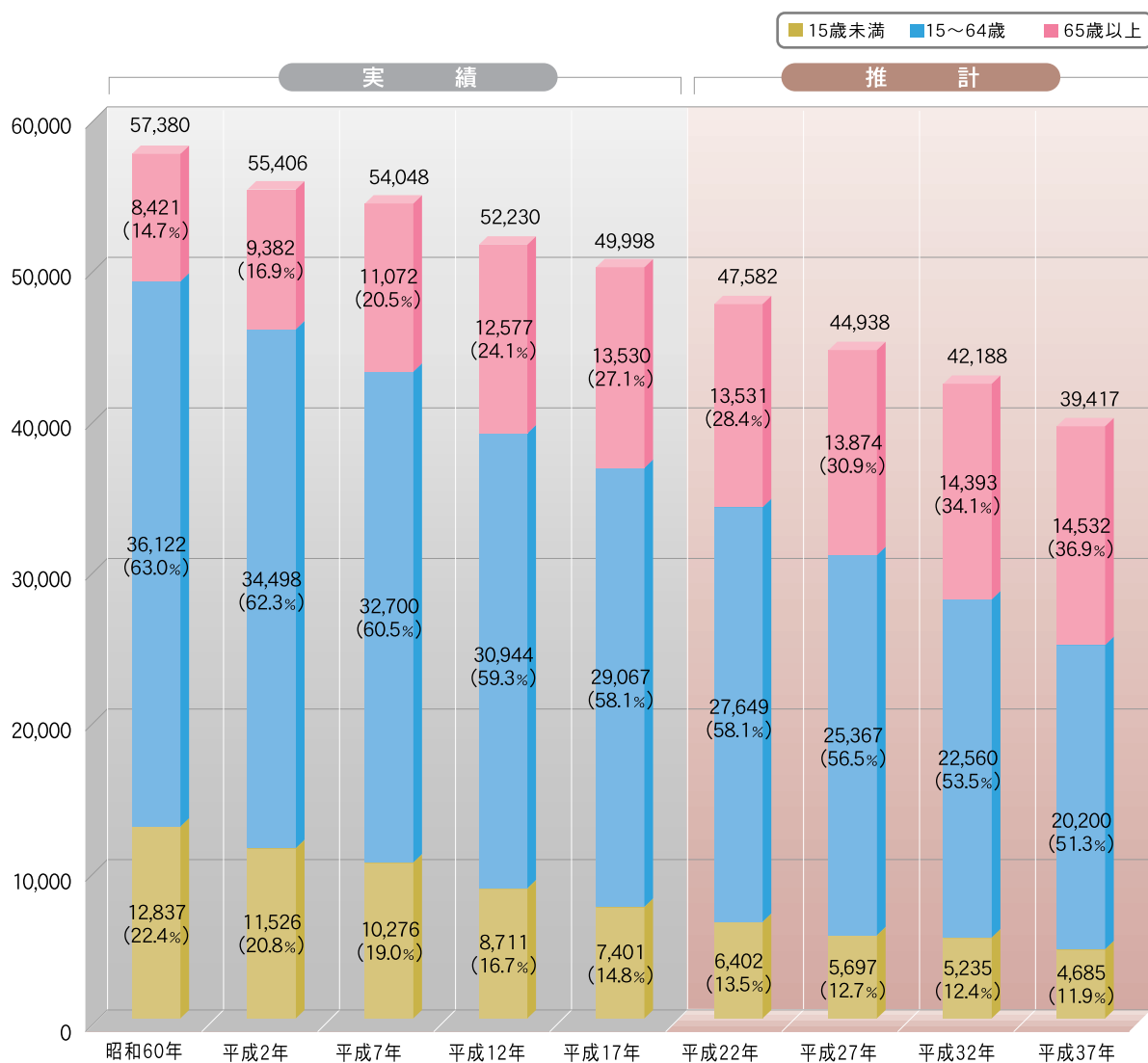
本市の人口は、平成17年10月1日の国勢調査で「49,998人」となり、前回の平成12年国勢調査の「52,230人」と比べ、2,232人の減となりました。これは、合併前の新市建設計画策定時に推計した数値「50,051人」を53人下回る結果となりました。

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
雲仙市	58,861	57,380	55,408	54,048	52,230	49,998	47,582	44,938	42,188	39,417
対H17比	117.7	114.8	110.8	108.1	104.5	100	95.2	89.9	84.4	78.8

※平成17年までは国勢調査数値、平成22年以降は、平成12年と平成17年のデータを基に、コーホート変化率法により旧町地域ごとに算出した推計値の合計。

これまでの本市の人口減少は著しく、今後もこの傾向が続けば、4年後の平成22年には4万7千人台に、9年後の平成27年には4万4千人台になるものと推計されます。





また、15歳未満の人口比率が平成27年には12.7%と、平成17年と比較して2.1%の減となる一方、65歳以上の人口比率は、同30.9%と10年間で3.8%増加することが推計されており、少子高齢化がますます進むものと思われます。

第3節 時代の潮流

現在、わたしたちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。今後、雲仙市の振興を図るためには、新たな時代に向けてのこれらの情勢を的確に把握したうえで、地域特性を活かした各種施策を積極的に進める必要があります。

① 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口はピークを迎え、既に減少に転じています。また、人口構造においても高齢者の割合が年々増加しており、少子高齢社会の進展は更に加速されています。

こうした少子高齢化の影響は、将来の市民生活や地域社会、経済活動などのあり方に大きく影響することが懸念されており、福祉、年金、保健医療等の一層の充実や高齢者の生きがいづくり、子育て支援環境の充実に向けた取り組みなどが求められています。

この人口減少と少子高齢化への対応は、本市の最も重要な課題であり、行財政の効率化や合併支援策の効果的な活用により、地場産業の育成や企業誘致に努め、雇用の創出と若者の定住を図るとともに、新たな都市基盤の整備や住環境の整備に努め、子育て、保健・福祉・医療、教育文化の充実を図るなど、総合的なまちづくりを推進していかなければなりません。

② 価値観や生活様式の多様化

生活水準の向上や、高齢化の進行、自由時間の増大などを背景に、わたしたちの価値観や生活様式は多様化し、また、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する方向へと変化しています。

このため、本市のまちづくりにおいても、このような市民の価値観の変化や多様性に的確に対応し、本市に住む人々がゆとりと豊かさを実感できる生活が送れるよう、生活基盤の整備や芸術・文化・スポーツ活動の充実、交流を深めるための積極的な取り組みなど、多様な選択が可能な社会づくりを進め、心豊かに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

③ 産業構造の変化・技術革新

地域間競争の激化、情報化、技術の進展、規制の緩和・撤廃により、今後は産業構造のソフト化・情報化・サービス化がより一層進むことが予測されます。将来に向けて産業の活性化を図っていくためには、付加価値の高い技術や製品の開発を進めるとともに、多様な消費者ニーズに対応した情報通信、生活文化、医療・福祉、環境などの新しい産業分野の開拓など、創造的な産業社会を構築していくことが必要とされます。

本市においても、農林水産業と第二次、第三次産業との複合化や高付加価値化を進めるとともに、地域の特性を最大限に活用し、新しい特色ある産業を生み出す創造力を発揮するときにきています。

④ 高度情報化の進展

ここ数年における情報通信技術の急速な進展により、真に高度な情報化社会が形成されつつあり、「情報」は電気、水道、ガスと並ぶ地域のライフラインとなってきています。こうした高度情報化社会は、わたしたちの日常生活の利便性を向上させる一方で、国境を越えた経済活動の活発化や仮想市場、電子商取引などの新しい産業構造を生み出し、経済社会のシステムを大きく変化させています。また、情報力の差は最も強く地域間格差に影響するとも言われています。

このため、本市においても、次世代の社会インフラ整備と位置づけて、積極的に取り組む必要があります。

⑤ 国際化の進展

現代は、情報通信手段の高速化や輸送機関の発達などにより、世界との時間距離が急速に短縮し、経済・文化・社会面など様々な結びつきが強まり、国際間の相互連携、協調が一層必要となってきました。地方においても、観光や姉妹都市交流にとどまらず、就業や学術・文化交流を目的とした外国人の居住や交流が増え、地域や個人が世界と直接結びつく本格的な国際化の時代を迎えつつあります。

このような国際化の流れの中で、世界に通用する人づくりや地域づくり、産業や文化づくりなどを推進し、国際化に対応した都市を目指していく必要があります。

⑥ 地球環境問題の深刻化

今日の地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染、森林の減少など、地球規模での環境破壊は、世界的な問題として、早急に取り組むべき重要な課題となっています。

人と自然が共存する社会を構築するためには、従来の大量生産、大量消費の生活や産業システムを見直し、リサイクルを推進するとともに、生産活動や生活活動を活発に行いながらも、環境に与える影響を最小限にとどめる対策をとるなど、美しく豊かな自然を次世代に引き継いでいくことが求められます。

本市の市民一人ひとりの心には、今なお自然への畏敬の心が根づいていますが、あらためて自然の尊さを再認識し、先人から受け継いできたかけがえのない自然環境を守り育てていく必要があります。

⑦ 地方分権時代の到来

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出しました。今後、住民に最も身近な行政である市町村は、「自己決定・自己責任」の原則に基づき、多様な行政ニーズを的確に捉え、主体的に政策を立案し、効率的に実行することが求められます。このためには、各市町村は、これまで以上に自立性の高い行政主体となるよう、行政能力の向上を図っていく必要があります。

また、地方分権改革が目指す分権型社会においては、団体自治にも増して、住民自治が重視されなければなりません。このため、各市町村においては、自治組織等での住民自治の充実を図るとともに、コミュニティ組織、NPO、その他民間企業等とも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、今後の本市においては、コスト意識を持って事務・事業に取り組み、より効果的かつ効率的な行財政運営に努めるとともに、住民と行政が一体となった自立型のまちづくりを進め、地方分権時代に対応できる自治体への転換を目指さなければなりません。

第4節 雲仙市の財政状況

本市の財政状況については、財源のほとんどを^{*}地方交付税・^{*}国庫支出金及び^{*}地方債によって賄っており、自主財源にいたっては財政規模の3割程度というぜい弱な体質となっています。

また、財政の弾力性を示す^{*}経常収支比率は、表1のとおり年々上昇し平成17年度においては89.9%と財政の硬直化が進んでいます。

一方、^{*}公債費負担比率(繰上償還を除く。)については、ほぼ横ばいで推移しているものの、^{*}起債制限比率については、微増となっています。

表1 経常収支比率・公債費負担比率(繰上償還を除く。)・起債制限比率の推移

単位(%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常収支比率	78.5	82.0	81.5	85.7	89.9
公債費負担比率	18.8	20.3	18.7	19.1	18.3
起債制限比率	7.7	7.6	8.1	9.2	9.8

地方債の現在高を見てみると、表2のとおり年々増加しており、平成17年度においては、平成13年度と比較すると37億5千万円程度の増加となっていますが、積立金の現在高は同比較で14億9千万円程度の減少となっています。

表2 地方債現在高・積立金現在高の推移

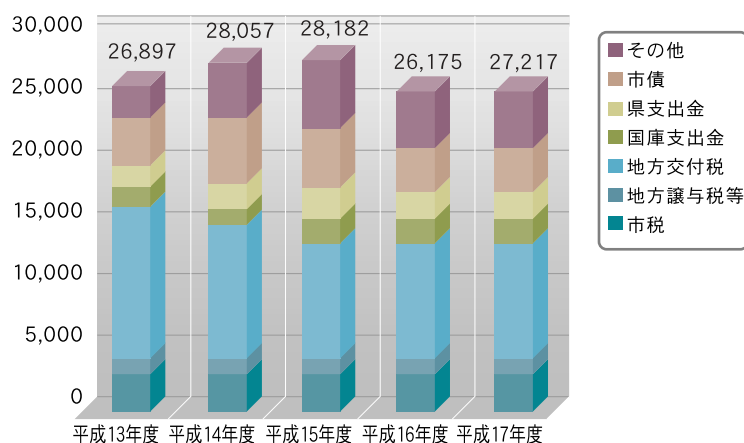
単位(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
地方債現在高	28,014,520	29,136,200	30,516,989	30,905,590	31,770,150
積立金現在高	10,068,651	9,839,725	9,059,530	8,649,407	8,572,884

決算額の推移を見てみると、歳入については図1のとおり市税や^{*}国庫支出金がほぼ横ばいで推移しているのに対し、^{*}地方交付税や^{*}県支出金は減少の傾向、^{*}地方譲与税等は増加の傾向にあります。

図1 歳入決算額の推移

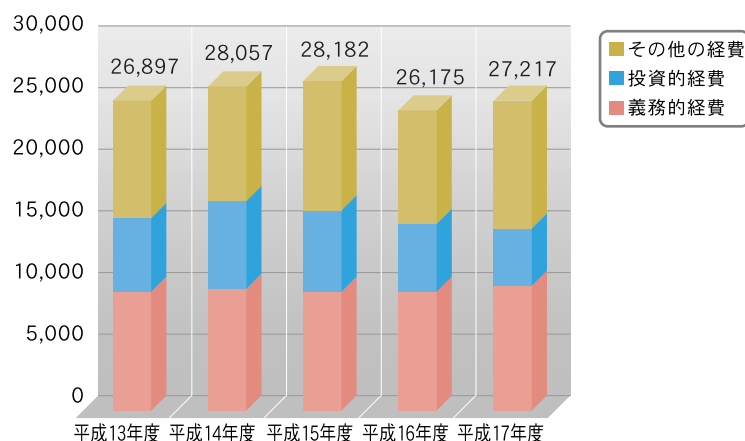
単位(百万円)



また、歳出については図2のとおり人件費などの義務的経費がほぼ横ばいで推移しているのに対し、普通建設事業費などの投資的経費は減少の傾向、補助費等や繰出金などのその他の経費は増加の傾向にあります。

図2 歳出決算額の推移

単位(百万円)



平成17年度の決算を類似団体(以下「類団」という。)の平成16年度の数値と比較すると、経常収支比率・公債費比率は同程度ですが、財政力指数は低く類団よりも財政力がぜい弱な状況となっています。

歳入について類団の数値と比較すると、地方税等の自主財源がかなり低い状況にあり、交付税や地方債等の依存財源が高い状況にあることから、ぜい弱な財政基盤であることを示しています。

一方、歳出についても、人件費は低い状況ですが、公債費・扶助費・普通建設単独はかなり高い状況にあります。

表3 財政指標等の類団比較表

財政指標等	雲仙市	類団数値	比率
経常収支比率	89.9	88.8	101.2
公債費比率	17.2	15.7	109.6
投資的経費充一財比率	8.1	8.7	93.1
地方債現在高(人口1人当り額)	618,265	432,505	142.9
基金現在高(人口1人当り額)	166,833	127,747	130.6
財政力指数	0.27	0.43	62.8
地方税(人口1人当り額)	66,509	94,285	70.5
交付税(人口1人当り額)	206,308	125,783	164.0
その他一財(人口1人当り額)	24,066	23,202	103.7
国庫支出金(人口1人当り額)	30,117	31,119	96.8
地方債(人口1人当り額)	75,700	40,149	188.5
その他(人口1人当り額)	126,974	86,141	147.4
人件費(人口1人当り額)	80,602	87,893	91.7
公債費(人口1人当り額)	73,094	50,786	143.9
扶助費(人口1人当り額)	61,092	41,538	147.1
普通建設単独(人口1人当り額)	69,320	43,432	159.6
普通建設補助(人口1人当り額)	7,110	16,514	43.1
積立金(人口1人当り額)	47,451	17,758	267.2

※類似団体:地方公共団体の人口及び産業構造を基に国が市町村をグループに分けたもので、合併後の本市は都市Ⅰ-0に分類されます。

雲仙市のキャッチフレーズ

四季ゆたか きらめく雲仙 ゆめみらい

このキャッチフレーズは、雲仙市合併1周年記念事業の一環として募集し、全国から応募のあった1,945点の中から、市民投票により選ばれたもので、「豊かな歴史、自然あふれる雲仙地域が一体となって、夢あふれる郷土となるように」との願いが込められています。

●市の木
ヤマボウシ(山法師)



ヤマボウシは、雲仙の広い範囲に分布し、梅雨のころには、新緑の山に白い十字架型の花を咲かせ、秋には紅葉して赤い実をつけます。雲仙の自然環境を表す木として、市民に親しまれています。

●市の花
ミヤマキリシマ(雲仙ツツジ)



ミヤマキリシマは、「雲仙ツツジ」とも呼ばれる雲仙市を象徴する花であり、池の原の群落は、国の天然記念物として指定されています。また、江戸時代から採取禁止の立札を立てて大切に保護されており、市民に親しまれています。